

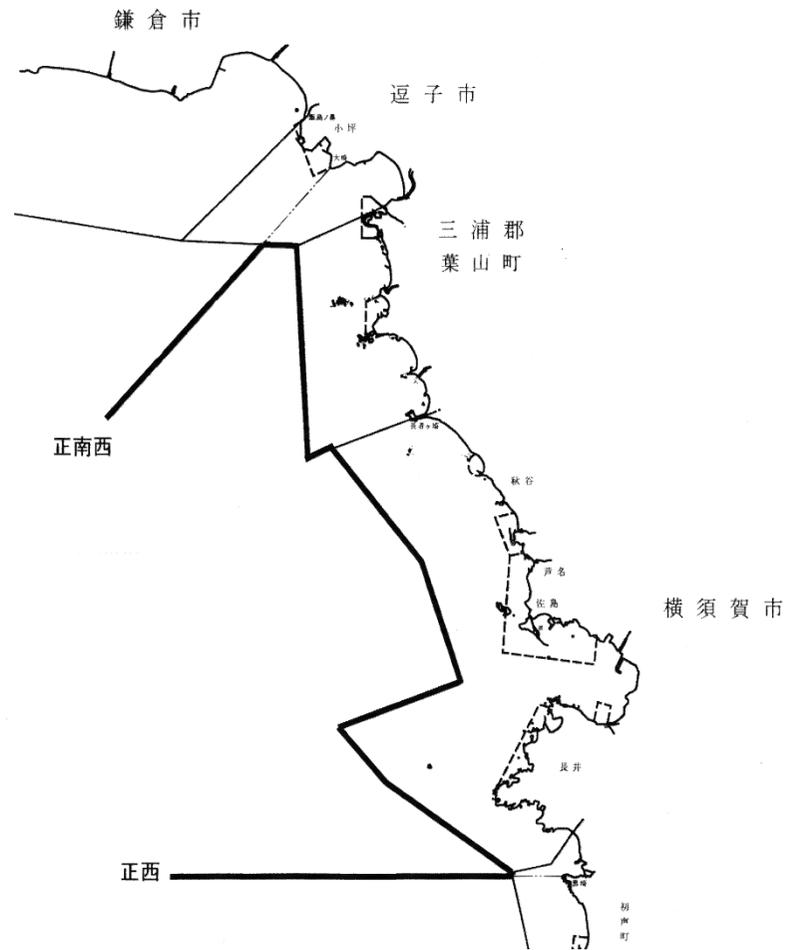
漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
かます一枚網漁業	1	定めなし	三浦市初声町黒埼突端より正西の線から逗子市大崎突端より正南西の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	6 月 1 日から 11 月 30 日まで	横須賀市長井町に漁業根拠地※を有している者	1. 漁具の規模は次のとおりとする。 (1)目合 3 cm 以上 (2)網丈 6m 以下 (3)網 1 反の長さ 120m 以下 (4)1 統の網の使用反数 15 反以下 2. 網の張立時間は、午前 3 時から午前 10 時までとする。	令和 5 年 7 月 3 日から同年 8 月 2 日まで	令和 5 年 8 月 8 日から令和 8 年 5 月 21 日まで
	1							令和 5 年 9 月 8 日から令和 8 年 5 月 21 日まで

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

三浦市初声町黒埼突端より正西の線から逗子市大崎突端より正南西の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。

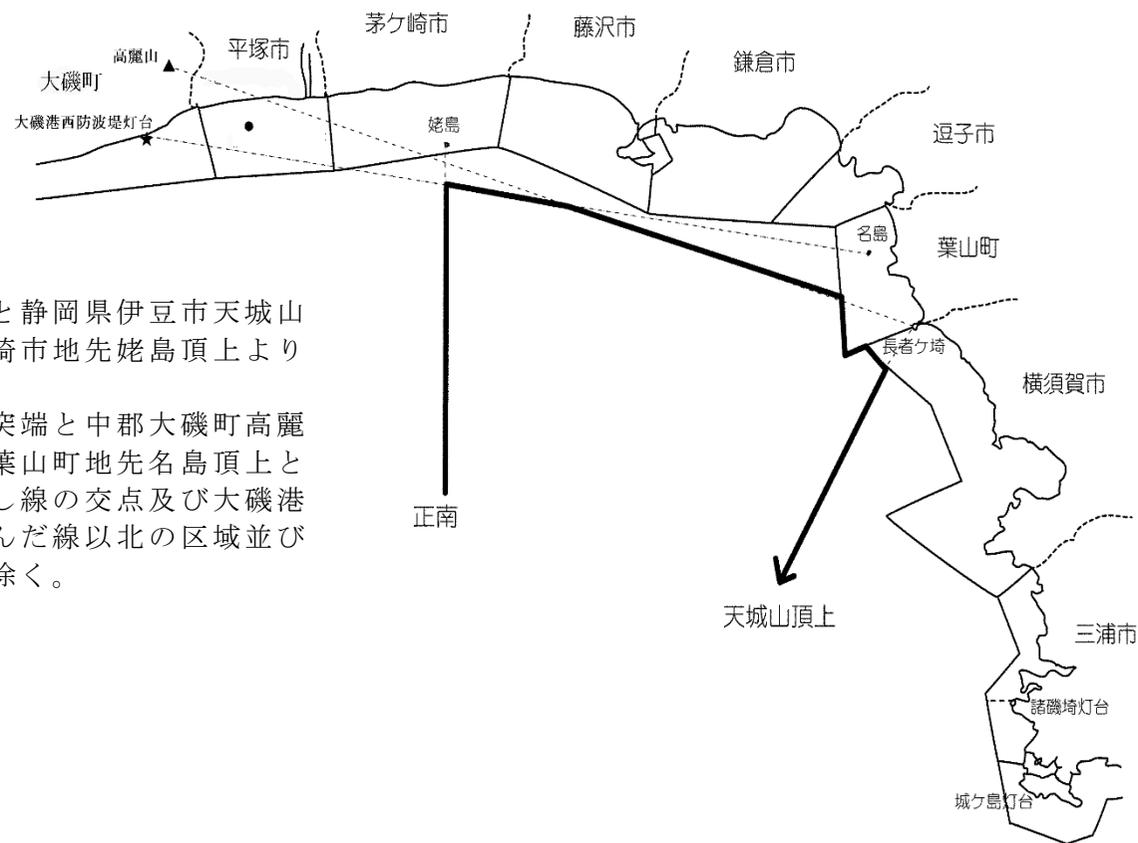


ひらめ 一枚網 漁業	1	同上	横須賀市秋谷長者ヶ崎突端と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、茅ヶ崎市地先姥島頂上より正南の線に至る神奈川県海面。	11月1日 から翌年 4月30 日まで	鎌倉市 腰越に 漁業根 拠地を 有して いる者	漁具の規模は 次のとおりと する。 1. 目合 15 cm 以 上 2. 網丈 4.5m 以 下	同上	令和5年 8月12 日から令 和8年10 月31日 まで
------------------	---	----	---	------------------------------	--	--	----	---

操業区域

横須賀市秋谷長者ヶ崎突端と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、茅ヶ崎市地先姥島頂上より正南の線に至る神奈川県海面。

ただし、長者ヶ崎突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。



<p>きす、かに、このしろ、いしもち一枚網漁業</p>	<p>14</p>	<p>同上</p>	<p>アイ, イウ, ウエ, エオ, オB, EF及びCDの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点の位置 A 横浜市金沢区木材ふ頭東防波堤先端燈台中心点 B 横須賀市夏島町1番地護岸角 C 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台左岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い60メートルに位置する同護岸天端海側端 D 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台右岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い7.5メートルに位置する同護岸天端海側端 E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台左岸上流端 F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台右岸上流端 G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波護岸隅切部天端海側南角 H Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから500メートルに位置する同護岸天端海側端 点の位置 ア Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから383メートルに位置する同護岸天端海側端 イ GからHを見通した線を0度とし, Gから右回りに348度17分392メートルの点 ウ Aから9度30分(真方位)1,550メート</p>	<p>3月1日から12月31日まで</p>	<p>横浜市金沢区に漁業根拠地を有している者</p>	<p>なし</p>	<p>同上</p>	<p>令和5年9月1日から令和9年12月21日まで</p>
-----------------------------	-----------	-----------	---	-----------------------	----------------------------	-----------	-----------	-------------------------------

			<p>ルの点 エ Aから101度30分(真方位)1,730メートルの点 オ Bから76度20.1分(真方位)3,460メートルの点</p>					
<p>かれい 三枚網 漁業</p>	12	同上	同上	<p>1月1日 から12 月31日 まで</p>	同上	なし	同上	<p>令和5年 9月1日 から令和 8年11 月17日 まで</p>
	2		<p>(1) アイ、イウ、ウエ、エオ、オB、EF 及びCDの7直線と最大高潮時海岸線とによ って囲まれた区域 基点の位置 A 横浜市金沢区木材ふ頭東防波堤先端燈台 中心点 B 横須賀市夏島町1番地護岸角 C 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台左岸下流 端から北東方向に延びる護岸沿いに60メー トルに位置する同護岸天端海側端 D 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台右岸下流 端から北東方向に延びる護岸沿いに7.5メー トルに位置する同護岸天端海側端 E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台左岸上流 端 F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台右岸上流 端 G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波護岸隅切 部天端海側南角 H Gから南西方向に延びる防波護岸沿いに Gから500メートルに位置する同護岸天端海 側端 点の位置</p>					

		<p>ア Gから南西方向に延びる防波護岸沿いに Gから383メートルに位置する同護岸天端海 側端</p> <p>イ GからHを見通した線を0度とし、Gか ら右回りに348度17分392メートルの点</p> <p>ウ Aから9度30分(真方位)1,550メー トルの点</p> <p>エ Aから101度30分(真方位)1,730メー トルの点</p> <p>オ Bから76度20.1分(真方位)3,460メー トルの点</p> <p>(2) カキ、カク及び陸岸によって囲まれた 区域</p> <p>点の位置</p> <p>カ 南本牧ふ頭護岸南角</p> <p>キ 横浜市金沢区鳥浜町京浜ふ頭護岸東角</p> <p>ク 日清オイリオグループ(株)横浜磯子事業 場の海側サイロ北東端</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--

(1) アイ, イウ, ウエ, エオ, オB, EF及びCDの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点の位置

- A 横浜市金沢区木材ふ頭東防波堤先端燈台中心点
- B 横須賀市夏島町1番地護岸角
- C 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台左岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い60メートルに位置する同護岸天端海側端
- D 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台右岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い7.5メートルに位置する同護岸天端海側端
- E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台左岸上流端
- F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台右岸上流端
- G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波護岸隅切部天端海側南角
- H Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから500メートルに位置する同護岸天端海側端

点の位置

- ア Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから383メートルに位置する同護岸天端海側端
- イ GからHを見通した線を0度とし, Gから右回りに348度17分392メートルの点
- ウ Aから9度30分(真方位)1,550メートルの点
- エ Aから101度30分(真方位)1,730メートルの点
- オ Bから76度20.1分(真方位)3,460メートルの点

(2) カキ、カク及び陸岸によって囲まれた区域

点の位置

- カ 南本牧ふ頭護岸南角
- キ 横浜市金沢区鳥浜町京浜ふ頭護岸東角
- ク 日清オイリオグループ(株)横浜磯子事業場の海側サイロ北東端

